

浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

浜田市教育委員会  
教育長 岡 田 泰 宏

浜田市教育委員会規則第 2 号

## 浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則

浜田市立学校の職員の服務規則(平成 17 年浜田市教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「又は様式第 5 号の 2」を「、様式第 5 号の 2 又は様式第 5 号の 3」に改める。

第 19 条第 1 項中「様式第 14 号」を「様式第 14 号第 1 面及び第 2 面又は第 4 面」に改め、同条第 2 項中「様式第 15 号」を「様式第 14 号第 3 面」に改める。

第 43 条第 2 項中「様式第 46 号」を「様式第 44 号」に改める。

様式第 5 号中「生理」を「健康管理」に改める。

様式第 5 号の 2 中「生理」を「健康管理」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 14 号を次のように改める。

様式第 15 号を次のように改める。

様式第 15 号 削除

様式第 26 号を次のように改める。

様式第 35 号中「終了」を「修了」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略